



舟場遺跡は、県北部大崎平野の南端部を東西に流れる鳴瀬川北岸の自然堤防上に立地する古墳時代、奈良・平安時代、中世の複合遺跡である。今回の調査は、県営圃場整備事業に伴い実施されたもので、排水路や道路が設置される区域を中心に幅四～一〇mの調査区を設定して行なわれた。その結果、古墳

宮城・舟場遺跡

- 1 所在地 宮城県志田郡三本木町新沼字舟場
- 2 調査期間 一九九六年(平8)四月～九月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 真山 悟・後藤秀一・佐久間光平・菅原弘樹
- 5 遺跡の種類 集落・屋敷跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代、奈良・平安時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

時代から中世にわたる遺構・遺物が多数検出された。特に中世については区画溝を伴った屋敷が少なくとも四軒分みつかつており、遺物も木簡をはじめ中国産白磁皿・青磁碗、古瀬戸瓶子、無釉陶器鉢・壺・甕類のほか、銭貨や茶臼、板碑なども出土している。屋敷の年代は遺物からみて、一三～一五世紀頃と推定される。

木簡は、屋敷を囲む大溝の一つSD一〇〇から一点出土した。この溝は南北の調査区に沿って検出されたもので、長さ五八m以上、上幅七～八m、底幅二・八m、深さ一・八mの大溝である。検出部分の中央からやや北に寄った地点では幅が狭くなっており、その斜面には橋脚の痕跡と考えられる丸太杭も認められた。堆積土は九層に細分される。このうち一定期間滞水状態が続いていたとみられる六～七層から木簡をはじめ主な遺物が出土しており、中国産白磁皿、古瀬戸瓶子、陶器鉢のほか、開元通宝・景祐元宝・聖宋元宝といった銭貨、茶臼、板碑などがある。なお、大溝が検出された調査区のすぐ北側には現在、若宮八幡神社が所在している。

このほか、古代の自然流路などから墨書土器が二点出土している。ともに一文字の墨書が須恵器杯の体部に正位で書かれているが、墨痕が薄く判読はできなかった。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「。法幢院

・「。法幢院

(81)×22×4 019

小型の木簡で上部に穿孔があり、下端は折損している。表裏ともに穿孔の下に「法幢院」と墨書されている。樹種はスギ材である。

さて「法幢院」の墨書は、木簡が出土した大溝の北側に所在する若宮八幡神社に関する伝承と深い関係があると思われる。言い伝えではこの神社は、源頼朝が平泉からの帰路に勧請して建立したものであり、頼朝は同時に渋谷四郎時国を剃髪させてこの地に亀谷山隠城寺を創建し、世襲の別当としたという。歴代の別当は若宝院あるいは法幢院・安養院などと称しており、戦国末期の別当「法幢院永豊」なる人物の存在も伝えられている。また若宮八幡神社は、もとは現在より南側の鳴瀬川に近いところにあり、一九一四年の築堤の際に、それまで渋谷家（現若宮八幡神社家）の屋敷地であった現在地に移動したものであるという。さらに、屋敷地以前のその場所は、隠城寺の本坊の地であったと伝えられている。

こうした伝承は『安永風土記書出』や明治年間作成の『宮城縣陸前国志田郡神社明細帳』、『杜寺神社由緒調』、渋谷家系図など近世以降の比較的新しい史料にみられるものだが、木簡の「法幢院」が伝承にみられる隠城寺に関わるものであることはほぼ間違いないと思われる。その場合、現在の若宮八幡神社のある場所が一九一四年

以前には渋谷家の屋敷地、その前には隠城寺の本坊の地であったとする伝承も注意される。屋敷地と本坊、それぞれの年代的な上限は伝承上では不明であり、果たしてそれらが中世まで遡るかは疑問もある。しかし、本調査で中世の屋敷跡とみられる遺構が検出され、それを区画する大溝出土の木簡の記載が伝承にみられるものと一致することからして、その可能性はかなり高いと思われる。したがって、検出された遺構は、隠城寺やそれに関する法幢院などの一角をなすものと考えられる。

なお、木簡の釈読・解釈については、東北大学人間田宣夫氏、三宅宗議氏、若宮八幡神社宮司渋谷勝磨氏からご教示をいただいた。

9 関係文献

宮城県教育委員会『舟場遺跡ほか』（一九九七年）

三本木町誌編纂委員会『三本木町誌』（一九六六年）

（吉野 武）

